

東北厚生局への届出

当院では、患者さんの利便に供するため、下記の事項について、東北厚生局に届出をしております。
詳しくは事務局にお問い合わせください。

1 入院基本料に関する事項について（保険給付）

病棟全体で、1日に98人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しております。
なお、各病棟の時間帯毎の配置は次のとおりです。

各病棟の時間帯毎の看護職員1人あたりの受持ち患者数

	2病棟	3西病棟	3東病棟	4西病棟	4東病棟	5病棟
8時30分 ～ 16時30分	4人以内	4人以内	4人以内	4人以内	4人以内	6人以内
16時30分 ～ 0時30分	9人以内	10人以内	13人以内	13人以内	12人以内	8人以内
0時30分 ～ 8時30分	12人以内	13人以内	17人以内	13人以内	12人以内	8人以内

2 食事療養に関する事項について（保険給付）

入院食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事が適時（夕食は午後6時以降）、適温で提供されます。その他、各病棟に食堂を備えており、食堂で食事を行うことができます。

3 特定療養費について（保険給付外）

当院を利用される患者さんは、次に掲げる項目について保険給付外料金を負担していただきます（全額自己負担）。

（1）特別室料（個室）

入院にあたり個室をご希望される患者さんに、次に掲げる特別室を用意しております。

※料金は、1日（0：00～24：00）につきの金額（税込み）です。

料金（1日）	部屋番号	料金（1日）	部屋番号
6,600円	473号室	7,480円	513号室、210号室、310号室、360号室、460号室
6,490円	474号室	5,500円	370号室、371号室、372号室、373号室、374号室
5,830円	472号室	4,510円	510号室、511号室、512号室、507号室、508号室、509号室
5,390円	212号室、213号室、214号室、215号室、311号室、312号室、313号室、314号室、315号室、316号室、317号室、322号室、364号室、365号室、366号室、416号室、417号室、418号室、419号室、420号室、421号室、464号室、465号室、466号室		

（2）紹介外初診時負担

当院では健康保険法の規定に基づき、地域の医院、診療所との機能分担と連携を図るため、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合は、紹介外初診時負担（医科・歯科別）をお支払いいただきます。

ただし、次の事情により来院した場合は負担はありません。

- ① 緊急性が高いと認められる場合
ア、ただちに入院や手術等を要する場合
イ、緊急の処置等を要する場合
ウ、緊急やむを得ず、診療時間外、休日、深夜に来院した場合
- ② 国の法律に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ③ 県単独医療費助成事業の受給対象者の場合

紹介外初診時負担額
医科：7,700円（税込み）
歯科：5,500円（税込み）

（3）再診時負担

当院では健康保険法の規定に基づき、地域の医院、診療所との機能分担と連携を図るため、他の保険医療機関へ紹介した後、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合は、再診時負担（医科・歯科別）をお支払いいただきます。

ただし、次の事情により来院した場合は負担はありません。

- ① 緊急性が高いと認められる場合
ア、ただちに入院や手術等を要する場合
イ、緊急の処置等を要する場合
- ② 国の法律に基づく公費負担医療制度の受給対象者の場合
- ③ 県単独医療費助成事業の受給対象者の場合

再診時負担額
医科：3,300円（税込み）
歯科：2,090円（税込み）

(4) 長期特定入院料

入院期間が180日を越えると、入院料の一部を自己負担としてお支払いいただきます。

今回の入院以前の入院（他の医療機関を含む）も期間に含めて計算することがあります。該当する患者さんには、事務職員から事前にお知らせいたします。

長期特定入院料（1日につき）
2,780円（税込み）

4 施設基準に関する事項について（保険給付）

次に掲げる項目について必要な人員、体制、施設及び備品等が整備されており、当該基準を実施する保険医療機関として届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療
 - 歯科外来診療安全対策加算1
 - 結核病棟入院基本料（7対1）
 - 超急性期脳卒中加算
 - 急性期看護補助体制加算(25対1）（看護補助体制充実加算1、注2のハ 夜間100対1急性期看護補助体制加算、注3 夜間看護体制加算）
 - 療養環境加算
 - 医療安全対策加算1（医療安全対策地域連携加算1）
 - 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
 - 呼吸ケアチーム加算
 - バイオ後続品使用体制加算
 - 入退院支援加算1（地域連携診療計画加算、入院時支援加算）
 - 精神疾患診療体制加算
 - 小児入院医療管理料4（養育支援体制加算）
 - 心臓ペースメーカー指導管理料の注5遠隔モニタリング加算
 - がん患者指導管理料イ・ロ・ハ・ニ
 - 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
 - 下肢創傷処置管理料
 - 外来放射線照射診療料
 - 療養・就労両立支援指導料の注3相談支援加算
 - 外来排尿自立指導料
 - 医療機器安全管理料1・2・歯科
 - 歯科治療時医療管理料
 - 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2（緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア）
 - 在宅患者訪問看護・指導料の注16専門管理加算（緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア・人工膀胱ケア）
 - 持続血糖測定器加算（間歇注入シリンジポンプと連動する持続血糖測定器を用いる場合）及び皮下連続式グルコース測定
 - 胎児心エコー法
 - コンタクトレンズ検査料1
 - 精密触覚機能検査
 - 冠動脈CT撮影加算
 - 外来化学療法加算1
 - 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）（急性期加算）
 - 歯科口腔リハビリテーション料2
 - 導入期加算1
 - 輸血管理料（Ⅰ）
 - 胃瘻増設時嚥下機能評価加算
 - 歯科麻酔管理料
 - 高エネルギー放射線治療
 - 画像誘導放射線治療加算（IGRT）
 - 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
 - 保険医療機関間の連携による病理診断（送付側）
 - 口腔病理診断管理加算2
 - 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
 - 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
 - 乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
 - 食道縫合術（穿孔・損傷）（内視鏡によるもの）外
 - ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
 - 腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除、亜区域切除、1区域切除（外側区域切除を除く。）、2区域切除および3区域切除以上のもの）
 - 膀胱水圧拡張術・ハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
 - 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む）
 - 医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
- 歯科点数表の初診料の注1に規定する基準
 - 歯科外来診療感染対策加算1
 - 総合入院体制加算2
 - 診療録管理体制加算1
 - 重症者等療養環境特別加算
 - 感染対策向上加算1（指導強化加算）
 - ハイリスク妊娠管理加算
 - 術後疼痛管理チーム加算
 - 病棟薬剤業務実施加算1
 - 認知症ケア加算1
 - 排尿自立支援加算
 - 緩和ケア病棟入院料2
 - 糖尿病合併症管理料
 - 糖尿病透析予防指導管理料
 - 婦人科特定疾患治療管理料
 - 院内トリアージ実施料
 - 外来腫瘍化学療法診療料1（連携充実加算、がん薬物療法体制充実加算）
 - ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）
 - ハイリスク妊産婦連携指導料1
 - 救急患者連携搬送料
 - BRCA1／2遺伝子検査（腫瘍細胞を検体とするもの、血液を検体とするもの）
 - 先天性代謝異常症検査
 - HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
 - 検体検査管理加算（Ⅱ）
 - 神経学的検査
 - CT透視下気管支鏡検査加算
 - CT撮影及びMRI撮影
 - 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
 - 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（急性期加算）
 - がん患者リハビリテーション料
 - 人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1）
 - ストーマ合併症加算
 - 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
 - 麻酔管理料（Ⅰ）
 - 外来放射線治療加算
 - 強度変調放射線治療（IMRT）
 - 定位放射線治療
 - 悪性腫瘍病理組織標本加算
 - 看護職員処遇改善評価料49
 - 入院ベースアップ評価料57
 - ペースメーカー移植術・ペースメーカー交換術
 - 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
 - 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
 - 腹腔鏡下仙骨腔固定術
 - 周術期栄養管理実施加算
 - 入院時食事療養（Ⅰ）
- 医療DX推進体制整備加算
 - 急性期一般入院料1
 - 救急医療管理加算
 - 医師事務作業補助体制加算1（一般15対1・結核50対1）
 - 看護職員夜間配置加算1（16対1）
 - 栄養サポートチーム加算
 - 患者サポート体制充実加算
 - ハイリスク分娩管理加算
 - 後発医薬品使用体制加算1
 - データ提出加算2イ
 - せん妄ハイリスク患者ケア加算
 - 地域医療体制確保加算
 - 外来栄養食事指導料1の注2栄養管理加算
 - がん性疼痛緩和指導管理料
 - 小児運動器疾患指導管理料
 - 二次性骨折予防継続管理料1・3
 - 夜間休日救急搬送医学管理料の注3救急搬送看護体制加算1
 - ニコチン依存症管理料
 - がん治療連携計画策定料
 - 薬剤管理指導料
 - 遺伝学的検査

区分1	頭蓋内腫瘍摘出術等、黄斑下手術等、鼓室形成手術等、肺悪性腫瘍手術等、経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術
区分2	靱帯断裂形成手術等、水頭症手術等、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等、尿道形成手術等、角膜移植術、肝切除術等、子宮附属器悪性腫瘍手術等
区分3	上顎骨形成術等、上顎骨悪性腫瘍手術等、バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術、母指化手術等、内反足手術等、食道切除再建術等、同種死体腎移植術等
区分4	腹腔鏡下胆嚢摘出術等
その他	人工関節置換術、乳児外科施設基準対象手術、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術、冠動脈・大動脈バイパス移植術及び対外循環を要する手術、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術、経皮的冠動脈ステント留置術